

知立市が発注する建設工事の契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、知立市契約規則（昭和60年知立市規則第8号）第56条の規定により、契約の相手方（以下「受注者」という。）に対する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。

(1) 総合評価落札方式による契約

(2) 前号に掲げるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要があると認める契約

2 前項の規定により労働環境の確認を行う契約の締結をしようとするときは、当該契約に係る公告その他の契約の申込みの誘引を行う際に、この要綱の適用を受ける旨を明示するものとする。

3 第1項の規定により労働環境の確認を行う契約の締結をするときは、労働環境の確認に関する特記事項（様式第1）を契約書に添付するものとする。

(労働環境の基準)

第3条 この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令の規定を基準とする。

(労働環境の確認方法)

第4条 市長は、労働環境の確認のため、受注者に対し、契約締結後、速やかに労働環境チェックシート（様式第2）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を確認し、契約担当課にて保存するものとする。

3 市長は、提出書類の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、その他調査を行うことができるものとする。

4 前項の規定により関係書類の確認等を行う職員は、知立市職員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善の指示等)

第5条 市長は、労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認めるときは、受注者に対して、労働環境の改善を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた受注者は、労働環境の改善内容を記載した報告書その他市長が必要と認める関係資料を書面で提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、受注者に対し前項の内容について説明を求めることができる。

(不適切な労働環境に対する措置)

第6条 市長は、労働環境の確認の結果、法令に反する労働環境が確認されたときは、必要に応じて関係機関への通報を行うものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用する。